

○つくばみらい市優秀建設業者表彰要綱

令和4年6月22日

告示第112号

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事を適正な施工管理により優秀な成績をもって完成させた建設業者（以下「優秀建設業者」という。）及び主任（監理）技術者（以下「優秀技術者」という。）の実績をたたえ、建設業者等の施工意欲の向上、公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

（令8告示105—2・一部改正）

(定義)

第2条 この告示において「工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この告示において「建設業者」とは、法第2条第3項に規定するものをいう。

3 この告示において「主任（監理）技術者」とは法第26条第1項に規定する主任技術者及び同条第2項に規定する監理技術者をいう。

（令8告示72・一部改正）

(表彰対象者)

第3条 表彰の対象となる優秀建設業者及び当該建設工事の優秀技術者は、当該表彰を行う年度の前年度において請負金額が500万円以上の工事を完成させた者とする。

（令8告示72・令8告示105—2・一部改正）

(優秀建設業者の表彰基準)

第3条の2 優秀建設業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該工事の施工及び成果が特に優秀で、他の模範になると認められるものであること又は当該工事が著しく困難な条件を克服して完成を図ったものであること。

(2) 当該表彰を行う年度の前年度に完成した全ての工事について評定（つくばみらい市工事成績評定要綱（平成25年つくばみらい市告示第56号）に規定する評定をいう。）が、70点以上であること。

(3) つくばみらい市建設工事請負業者指定停止等措置要綱（平成18年つくばみらい市告示第9号）第2条第1項に規定する措置要件に該当せず、又は該当するおそれがないこと。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) つくばみらい市内に本店、支店、営業所等を有すること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(令8告示105—2・追加)

(優秀技術者の表彰基準)

第3条の3 優秀技術者は、表彰の対象となる建設工事等において、主任技術者又は監理技術者に従事していた者とする。ただし、前年度に完成した工事について評定（つくばみらい市工事成績評定要綱に規定する評定をいう。）が、70点未満のものがある場合には、表彰の対象としない。

(令8告示105—2・追加)

(推薦及び被表彰者の決定)

第4条 表彰の対象となる工事を発注した主管課長は、前条に該当する建設業者等について、優秀建設業者表彰推薦書（別記様式）により市長に推薦するものとする。

2 市長は、前項の規定による推薦を受けたときは、第7条に規定するつくばみらい市優秀建設業者表彰審査会において審査を行った上で、被表彰者を決定するものとする。

(令8告示105—2・一部改正)

(表彰方法)

第5条 市長は前条第2項の規定により決定した被表彰者に対し、賞状を贈呈し、表彰するものとする。

(表彰の取消し)

第6条 市長は第4条第1項の規定による推薦の日から前条の規定による表彰の日までの間において、被表彰者が第3条の2又は第3条の3に規定する要件を満たさなくなったときは、当該表彰を取り消すものとする。

(令8告示105—2・一部改正)

(優秀建設業者表彰審査会)

第7条 被表彰者の適否に関し審査するため、つくばみらい市優秀建設業者表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、つくばみらい市競争入札参加資格規程（平成18年つくばみらい市告示第11号）第3条の規定によるつくばみらい市競争入札参加資格審査会をもって充てる。

3 審査会は、審査した結果について、市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、契約主管課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和8年告示第72号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年告示第105号—2）

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

つくばみらい市長 様

部 課
課長

優 秀 建 設 業 者 表 彰 推 薦 書

つくばみらい市優秀建設業者表彰要綱第4条第1項の規定により、下記の建設業者を推薦します。

記

請 負 者 住 所	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額	
主任(監理) 技 術 者	
工 事 概 要	(添付図書)完成写真
推 薦 理 由 (具体的に)	
成 績 評 定	点

別記様式（第4条関係）

（令8告示105—2・全改）